

## 香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和6年9月3日

香芝市長 三橋 和史

### 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

### 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

磯壁二丁目 1116 番 1

穴虫 2449 番 1、3271 番

五位堂一丁目 321 番 4、321 番 5

五位堂五丁目 140 番 1

別所 639 番

真美ヶ丘三丁目 18 番 1、18 番 9、18 番 10

畑五丁目 1894 番、1895 番、1896 番

良福寺 642 番

### 3 都市計画の案の縦覧場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課

### 4 縦覧期間

令和6年9月4日から令和6年9月18日（土・日・祝日は除く）

### 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市創造部都市計画課に令和6年9月18日までに必着するよう提出すること。